

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： IT 社会と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>この分科会は、かねてから設置されていた「IT 社会と法分科会」を承けて、現代社会における様々な領域における IT 化に伴う諸問題について、引き続き検討するために設置するものである。</p> <p>現代社会における IT 化の問題は、本来的には学術会議全体で取り組まれるべき課題であるが、本分科会は、法学的な観点から IT 化(近時では ICT 化)の諸問題を検討する。なお、問題の性質に鑑み、法学以外の分野からの参加も期待したい。</p> <p>現在、日本の行政や司法等の分野では IT 化が進められているが、欧米諸国と比較してかなり後れをとっている分野も少なくなく、各種手続等の電子化に伴う諸課題をはじめ、IT 化に伴うプライバシー・個人情報の保護や、巨大プラットフォームの規制、AI 関連問題等、重要な課題も存在する。しかし、専門領域横断的な研究は必ずしも十分に行われていないのが現状である。そこで、学術会議の特質と機能を生かし、具体的な提言等の公表に向けて議論と研究を進めたい。</p>
4	審議事項	<p>行政や司法領域における IT 化に関する諸問題検討を中心に審議を行う(なお、そのほか、真に利用者の視点からの制度の構築・維持・発展、利用者のプライバシー・個人情報の保護の確保、GAFA に代表される巨大プラットフォームの規制やそれらとの関係形成のあり方、AI 関係問題等に関する法的な諸問題をも審議したい。)</p>
5	設置期間	令和2年10月29日～令和5年9月30日
6	備考	※事実上24期からの継続